

令和5年10月26日

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

令和5年10月13日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

壁紙等が準不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、認定書の別添に記載する仕様（下地材や接着剤等を制限している）の通りに施工される必要があることから、既存の壁紙の上に新しい壁紙を貼ることで、準不燃材料に該当せず、内装制限に係る規定（建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の5）に適合しない状態となり得る。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

建築基準法第35条の2及び建築基準法施行令第128条の5においては、一定の建築物の居室や廊下等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料等にしなければならないこととされている。また、準不燃材料とは、同令第1条第5号において、所定の性能を有する材料として告示に規定する材料又は個別に性能評価を受けて国土交通大臣の認定を受けた材料とされている。壁紙等の仕上げ材について準不燃材料としての認定を受けた場合では、下地材や接着剤等を制限した上で認定しているため、該当の壁紙の下地材等に係る制限について、認定取得者等にご確認いただきたい。

また、個別の建築物の建築基準法への適合の有無については、特定行政庁が判断するものであることを申し添える。